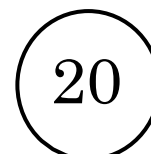


令和3年度「学校いじめ防止基本方針」

(令和3年4月8日更新)

学校番号

| | |
|--------------|--------------|
| 学 校 名 | 福岡県立若松商業高等学校 |
| 課程又は 教育部門 | 全日制 |



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめ防止対策推進法第2条」から抜粋

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響： 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響： 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめが全ての生徒に関係する問題であることを鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにする。そのため、全ての生徒がいじめをおこなわず、他の生徒に対しておこなわれるいじめについてもこれを認識しながら、放置することがないようにいじめ防止に取り組む。また、いじめが生徒の心身に及ぼす影響及びその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深め、いじめが決して許されない行為であることを十分理解させる。また学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、被害生徒を守り通す姿勢を貫くとともに、学校の教育活動全体の中で、「いじめのない学校づくり」に取り組むことによっていじめ問題を克服することを目指す。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

「いじめを絶対に許さない」という学校としての考えを、全校集会をはじめ学年集会等を通じて、全生徒に伝えることが必要である。

また全ての教職員の共通認識を図るため、年度当初にいじめに特化した職員研修を実施するとともに、生徒の実態把握のための研修、各学年の授業担当者会議等を開催し、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応の必要な生徒についての情報を共有するとともに、教職員等へ正しい理解の促進を図る。

〈具体的な取組み〉

- (1) 本年度より、全学年で組織的・計画的にソーシャルスキルトレーニングを実施する。
このトレーニングを通して、よりよい人間関係の構築や生徒間のトラブルが発生した際の適切な対処について理解と共にその能力を身に付ける。
- (2) いじめの早期発見、いじめの対処に関する取組に関するチェックリストを作成・共有し、全教員で実施する。
- (3) 誰もが「わかる授業」を全教員が実施する。また、学力向上のため学習の学び直しを学校全体の取組として実施し、基礎学力の定着を図る。そのうえで「主体的・対話的で深い学び」を積極的に取り入れ、他の生徒と協働して問題を解決したり、新しいことを想像することで、「思考力・判断力・表現力」や「主体性・多様性・協働性」を身に着けさせる。
- (4) 行事等を通して充実感や達成感を味わうことや、「若 plus 商」（生徒の良い行いを褒める指導）や部活動新聞等を通して生徒の自己存在感や自己肯定観、自己有用感の育成に努める。
- (5) 授業におけるチャイム席指導や落ち着いて授業に望むための黙想指導、挨拶等の礼節指導や服装指導を全職員で行い、授業規律の確立による落ち着いた学習環境の整備に努める。ただし、こうした未然防止の取組の成果は表面的に現れてこないことが多いため、その成果を確認する尺度として、「いじめアンケート」や「学校生活アンケート」及び学校環境適応感尺度（アセス）等から学校生活に関する満足度を確認するほか、直接的な尺度ではないが、欠席や遅刻の状況を毎月確認することで、学校に対する満足度（＝居場所作り）を推測し、未然防止につなげていく。生徒によっては、いじめられていても、言葉では否定する場合もあるので、日常的な生徒観察や生徒とのコミュニケーションが重要となる。
- (6) 部活動をいじめのない環境で実施するために、人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法や部室の使用方法等について機会を捉え顧問が指導を行う。
- (7) 国立教育政策研究所・生徒指導・進路指導研究センターが作成した「いじめに関する研修ツール」を活用し有効で効果的な職員研修を実施する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

全ての大人（教員・家庭・地域など）が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所でおこなわれたり、遊びやふざけあいを装っておこなわれたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形でおこなわれることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

(2) いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のため措置は次のとおりである。

- ・年度当初に「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」の活用について全職員で確認し、日常の学校生活から生徒の出すサインを見つけるように努力する。その中で気になる生徒が出てきた場合は、学年会議及びいじめ問題等対策委員会に連絡し、たとえ些細なことであっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階から複数の教員で的確に関わるようにする。また会議の場だけでなく、気になる生徒については、職員間の日常的な会話の中でも情報の共有に努める。
- ・「いじめアンケート」や「学校生活アンケート」（いずれかを月1回、学期に1回以上は無記名のアンケートと学校生活アンケートを実施）及び保護者による「家庭用チェックリスト」の実施による情報の収集にも努める。
- ・アセス「学校環境適応感尺度」を7月と12月の年に2回実施し、生徒の「適応感」をもとに要支援の生徒への声掛けや個人面談を実施する。
- ・養護教諭やスクールカウンセラーとの情報の共有。
- ・担任による毎日の欠席や遅刻の状況把握と遅刻及び欠席の多い生徒との個人面談の実施。
- ・年1回(5月)の個人面談及び家庭訪問週間での生徒及び保護者からの直接的な聴き取り。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ問題等対策委員会に報告をし、被害生徒に着目した判断のもと速やかに対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。表出できない生徒がいる可能性を常に考え、学校生活アンケートや教育相談等の機会に些細な変化を見逃さない意識を全教職員で共有する。

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、プロバイダに対して削除依頼をするなど措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、法務局又は地方法務局等、外部の専門機関の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

また、いじめの実態を明らかにするため、5W1H（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）等について、いじめられた生徒、いじめた生徒及び関係者に共感的態度で丁寧に聴き取りを行い、教員の情報共有のための資料を作成する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、速やかにその場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に

傾聴し、発見・通報を受けた教職員が一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ問題等対策委員会へ報告し、当該いじめに係る情報を共有する。「疑いのある事案」を把握した段階で、管理職から電話で県教育委員会に第一報を入れる。また、各教職員はいじめに係る情報を適切に記録しておく。部活動において顧問等がいじめの発見・通報を受けた場合も同様の対応を行う。部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知しておく。

いじめ問題等対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期にスクールサポーターや警察に相談し、スクールサポーターや警察と連携した対応を取るとともに、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する。

また学校や県教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難でいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と相談して対処する。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、スクールサポーターなど外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、スクールサポーターなど外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱え

る問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察及び少年サポートセンターとの連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条により教育上必要があると認めるときは、生徒に対して懲戒を加えることも考える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる(※このときその画面をデジタルカメラ等で記録しておく)。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、県教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組も積極的に行う。

パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、外部の専門機関に援助を求めながら、生徒及び保護者を対象とした講演会等を通して学校における情報モラル教育を進め、理解を求めていく。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。要件が満たされているかどうか、いじめ問題等対策委員会で校長が判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した

段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの完全な解決のため、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、安全・安心で好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを目指すべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合、その事態発生について県教育委員会を通じて福岡県知事に報告する。

調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように組織する。そのためさまざまな専門的知識及び経験を有する当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会等から推薦等により参加を図るように努める。

そして「事実関係を明確にする」を速やかに実施する。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰によって行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。その調査については、いじめられた生徒から聞き取りが可能な場合といじめられた生徒から聞き取るが不可能な場合とがある。

いじめられた生徒から聞き取りが可能な場合、いじめた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。また、調査によ

る事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。さらに、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

また、いじめられた生徒が入院や死亡などで聴き取ることが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取するとともに、その後の調査についても協議し、着手する必要がある。調査の方法については、いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合と同様である。

(2) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、どのように対応したのか）、調査の経緯（調査の組織、方法、方針、経過を含む）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。その保護者への情報の提供に当たっては、個人情報保護条例に従い、どのような内容を提供するのか予め説明しておく。アンケートで得られた情報の提供は個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば個人名を伏せ、筆跡はタイピングし直す等）等の配慮をする。

加害者に調査結果の説明方法について、可能な限り予め被害児生徒・保護者の同意を得ていくこと。

また調査結果については、県知事に報告する。報告の際には今後の同種の事態に対する防止策及び結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添えて県知事に送付する。

被害生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要である。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ問題等対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題等対策委員会」を学校に置く。

イ 構成員は、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健環境主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、人権教育推進委員長、支援加配教員、学年主任、当該学級担任に加え、それぞれの場面に応じ、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。また機動的に運用するため、外部の専門家（スクールカウンセラー、学校医、PTA役員など）により、適切な助言を得る。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア 学校がその事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、「いじめ問題等対策委員会」を母体とし、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門的知識を有する者（当該いじめ事案と直接の人間関係又は利害関係を有しない者）を加え、当該調査の公平性や中立性を確保できる組織を置く。

イ 必要に応じて警察（若松警察署等）や法務局（法務局八幡出張所等）の協力も得る。

7 学校評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

(1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組に関すること

ア 生徒・保護者を対象としたネットトラブルに関する講演会の開催と生徒に対してのネットいじめやいじめの講演会の実施。

イ ソーシャルスキルトレーニングの実施

(2) いじめの早期発見の取組に関すること

ア いじめアンケート、学校生活アンケートの毎月の実施。

イ 担任以外の先生にも相談しやすい環境づくり

ウ スクールカウンセラーや訪問相談員との情報交換

いじめ問題等対策委員会において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかを検討し、その結果を指導の改善に生かしていくようにする。